



※許可更新申請中

様式第六号（第九条の二関係）

（第1面）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 4 年 3 月 / 日

新潟県知事 花角英世 殿

申請者 〒940-2042

住 所 新潟県長岡市宮本町一丁目 831 番地

株式会社 晴耕舎

氏 名 代表取締役 松本克幸

電話番号 0258-46-5915



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

別紙1のとおり

事務所及び事業場の所在地

事務所

〒940-2042

新潟県長岡市宮本町一丁目 831 番地

電話番号 0258-46-5915

事業場（積替え保管施設）

〒940-2316

① 新潟県長岡市鳥越字高原 2255 番 4 外 1 筆

② 新潟県長岡市鳥越字高原 2255 番 5

電話番号 なし

事業の用に供する施設の種類及び数量

別紙1のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙2のとおり



※ 事 務 処 理 欄

（日本工業規格 A 列 4 番）

先行許可証（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ） 、 （ 新規 ・ ☒ 更新 ）

年 月 日作成
提出手続代行者

新潟県新潟市西蒲区巻甲10677-24
行政書士法人 田村環境事務所
代表社員 田村孝雄
電話 (0256)73-1125



産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県長岡市宮本町一丁目831番地

株式会社 晴耕舎

代表取締役 松本 克幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 平成29年 5月10日

許可の有効年月日 令和 4年 4月21日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物に限る。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油（固形状のものに限る。）、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県長岡市鳥越字高原2255番4外1筆

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(6.65 m^2)、紙くず(6.65 m^2)、繊維くず(6.65 m^2)、繊維くず(廃畳)(6.65 m^2)、木くず(80.0 m^2) (以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

・積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

廃プラスチック類(8.0 m^3)、紙くず(8.0 m^3)、繊維くず(8.0 m^3)、繊維くず(廃畳)(8.0 m^3) (以上、屋内)、木くず(37.33 m^3 1.0 m) (屋外)

(2)・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県長岡市鳥越字高原2255番5

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(3.64 m^2)、紙くず(3.64 m^2)、木くず(3.64 m^2)、繊維くず(3.64 m^2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(3.64 m^2)、がれき類(3.64 m^2) (以上、石綿含有産業廃棄物に限り、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

・積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

廃プラスチック類(8 m^3)、紙くず(8 m^3)、木くず(8 m^3)、繊維くず(8 m^3)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(8 m^3)、がれき類(8 m^3) (以上、屋内)



3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更許可年月日 平成 6 年 9 月 2 日
(木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、建設廃材の積替え・保管の変更)
- ・更新許可年月日 平成 9 年 4 月 22 日
- ・変更許可年月日 平成 11 年 9 月 29 日
(動植物性残さ(積替え・保管を除く。)の追加)
(紙くず、繊維くず(積替え・保管を含む。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成 14 年 4 月 22 日
- ・変更届出年月日 平成 19 年 2 月 28 日
(積替え又は保管を行う場所の面積及び積替えのための保管上限の変更)
- ・更新許可年月日 平成 19 年 7 月 6 日
- ・変更許可年月日 平成 20 年 9 月 12 日
(木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、繊維くず(以上、石綿含有産業廃棄物に限る。)(積替え・保管を除く。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成 24 年 4 月 25 日
- ・更新許可年月日 平成 29 年 5 月 10 日
- ・変更届出年月日 平成 29 年 5 月 11 日
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくずを「積替え・保管を含む。」から「積替え・保管を除く。」に変更、金属くずの「積替え・保管を含む。」を削除)
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更許可年月日 平成 30 年 12 月 4 日
(廃油(固形状のものに限る。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)の追加)
- ・変更届出年月日 平成 30 年 12 月 14 日
(代表者の変更 旧 深見 政英)
- ・変更届出年月日 平成 31 年 4 月 12 日
(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
(積替え・保管に関する変更)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(平成 29 年 5 月 10 日 更新許可)

有

(平成 30 年 12 月 4 日 変更許可)